

「令和2年7月豪雨」により被災された納税者の相続税及び
贈与税に係る申告・納付等の期限の延長について

この度の「令和2年7月豪雨」により被害を受けられた皆様方に、心からお見舞い申し上げます。
今回の豪雨により被害を受けた場合には、相続税及び贈与税の申告・納付等の期限について、次のよう
な税制上の措置がありますので、ご確認ください。

1 指定地域内に納税地を有する方

指定地域内に納税地（相続税の場合、被相続人の住所地が納税地になります。）を有する方について
は、令和2年国税庁告示第14号により、令和2年7月4日以降に到来する申告・納付等の期限が、別途
国税庁告示により定める日まで延長されます。

- ※1 相続税の場合、令和元年9月4日以降に相続等により財産を取得した方が対象になります。
- 2 贈与税の場合、令和2年1月1日以降に贈与により財産を取得した方が対象になります。

《指定地域》

都道府県名	指定地域
熊本県	人吉市 球磨郡球磨村、球磨郡山江村、球磨郡相良村、球磨郡錦町、球磨郡あさぎり町、 球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡五木村 八代市坂本町 葦北郡芦北町

(注) 指定地域以外に納税地を有する方であっても、今回の豪雨により被災された方については、所
轄の税務署長に対して個別に申請することにより、申告・納付等の期限の延長を受けることがで
きます。

2 特定土地等又は特定株式等を相続又は贈与により取得した方

「令和2年7月豪雨」が特定非常災害^(注1)に指定されたことに伴い、特定非常災害発生日（令和2年
7月3日）前に相続等により財産を取得した方又は贈与により財産を取得した方で、特定非常災害発
生日において所有していた特定土地等^(注2)又は特定株式等^(注3)について、租税特別措置法第69条の6《特
定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例》又は同法第69条の7《特定土地等及び
特定株式等に係る贈与税の課税価格の計算の特例》を適用することができる場合、同法第69条の8《相
続税及び贈与税の申告書の提出期限の特例》の規定により、相続税又は贈与税の申告・納付期限が国税
通則法第11条の規定に基づき延長された申告期限（指定地域内に納税地を有する方は国税庁告示によ
って定められます。）と特定非常災害発生日の翌日から10か月を経過する日（令和3年5月6日）との

いずれか遅い日まで延長されます。

なお、相続税については、相続人等のうちに同法第69条の6の規定の適用を受けることができる方がいる場合、その相続人等の全員の申告・納付等の期限が延長されます。

※1 相続税の場合、令和元年9月3日から令和2年7月2日までの間に相続等により財産を取得した方が対象になります。

2 贈与税の場合、令和2年1月1日から令和2年7月2日までの間に贈与により財産を取得した方が対象になります。

(注)1 「特定非常災害」とは、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害の被災者の行政上の権利利益に係る満了日の延長等の措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合に指定されたものをいいます（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第2条第1項）。

なお、「令和2年7月豪雨」による災害については、特定非常災害発生日を令和2年7月3日として、特定非常災害に指定されています（令和2年政令第223号）。

2 「特定土地等」とは、特定地域^(注4)内にある土地等をいいます。

3 「特定株式等」とは、株式等（金融商品取引所に上場されている株式など一定のものを除きます。）のうち、その取得の時ににおいて、特定地域^(注4)内にあった動産等（動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産、不動産の上に存する権利及び立木をいいます。）の価額の合計額が保有資産の合計額の10分の3以上である法人の株式等をいいます。

4 「特定地域」とは、特定非常災害により被災者生活再建支援法第3条第1項の規定の適用を受ける地域をいいます。「令和2年7月豪雨」による災害に係る特定地域は、令和2年7月31日現在で次のとおりです。

《特定地域》

都道府県名	特定地域	都道府県名	特定地域
岐阜県	下呂市	熊本県	県内全域
島根県	江津市	大分県	九重町、日田市、由布市、玖珠町
福岡県	大牟田市	鹿児島県	鹿屋市、垂水市